

西宮市やむを得ない事由による措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第10条の4第1項及び第11条第1項第2号の規定に基づき、やむを得ない事由による措置(以下「措置」という。)を行うために必要な事項を定める。

(対象者等)

第2条 措置の対象者は、65歳以上の者であって、介護保険法に規定する被保険者で、やむを得ない事由により介護保険法に規定する介護サービスを利用することが著しく困難な者とする。

2 前項の「やむを得ない事由」とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合
- (2) 認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合
- (3) その他市長がやむを得ない事由と認める場合

(措置の内容)

第3条 市長は、第2条に規定する者に対し、必要に応じて次の各号に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 介護保険法に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（市長が定める部分に限る。）、夜間対応型訪問介護、第1号訪問事業、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、第1号通所事業、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護又は複合型サービス（市長が定める部分に限る。）を供与すること
- (2) 特別養護老人ホームに入所すること
- (3) 養護老人ホームに短期入所すること
- (4) その他必要な便宜を供与すること

(措置の決定)

第4条 市長は、第2条に規定する者であると見込まれる者を発見し、又は関係機関等から通報を受けたときは、直ちに当該者の実態を調査する。

- 2 市長は、当該者が介護保険法に規定する要介護認定を受けていない場合は、必要に応じて要介護認定を実施する。ただし、急を要する場合は、次項による措置の決定後又は措置の開始後にこれを実施する。
- 3 市長は、第1項の実態調査及び第2項の要介護認定の結果を基に、次の各号に掲げる事項を総合的に考慮して措置の決定を行う。
 - (1) 当該者の意思と尊厳
 - (2) 当該者及び家族等の身体及び精神の状況並びに置かれている環境
 - (3) その他当該者及び家族等の福祉を図るために必要な事情
- 4 市長は、前項の決定を行った場合は、措置開始決定通知書（様式第1号）により当該者に通知する。
- 5 市長は、措置を決定したときは、できるだけ早い時期に措置を開始するものとする。
- 6 市長は、措置を決定した後、随時、当該者及びその出身世帯を訪問し、必要な調査及び指導その他必要な援助を行うものとする。

(事業の委託)

- 第5条 市長は、必要に応じ、法の規定による老人居宅生活支援事業を行う者又は養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置者(以下「事業者」という。)に第3条第1項各号に掲げるサービスを提供することを委託するものとする。
- 2 市長は、前項によるサービスを提供することを委託する場合は、措置委託書（様式第2号）により、委託する事業者に対し通知するものとする。
 - 3 市長は、事業者が前項の規定による委託を正当な理由なく拒んだときは、法第20条の規定により、当該事業者措置を受託させるものとする。

(措置費の支弁)

- 第6条 市長は、措置に要する費用を支弁する。措置に要する費用とは、次の各号に掲げる費用とする。
- (1) 第3条第1項第1号及び第2号に該当する措置
 - ア介護サービス費用
当該措置に係る者が、介護保険法の規定により当該措置に相当する介護サービスに係る保険給付を受けた場合は、その保険給付相当額(生活保護法の規定による介護扶助を受けた場合はその介護扶助相当分を、又介護保険法の規定による利用者負担の軽減措置を受けた場合はその軽減分を上乗せした額)を支弁する費用から除くものとする。
 - イ居住費・滞在費・宿泊費
 - ウ食費

- エその他の入所（居宅サービス）に係る費用及び施設利用に係る日常生活費
- (2) 第3条第1項第3号に該当する措置
 - ア老人福祉法に基づく老人保護措置費
 - イその他の入所に係る費用及び施設利用に係る日常生活費

(措置費の請求)

第7条 事業者は、措置に要する費用について、措置費請求書（様式第3号）により市長に請求するものとする。ただし、第3条第1項第3号に該当する措置を行った場合、老人福祉法施行細則準則に規定する措置費請求書で行うものとする。

(徴収金の額)

第8条 市長は、第6条の規定により費用を支弁した場合は、当該措置に要する費用について費用徴収額決定通知書（様式第4号）により当該措置に係る者に通知し、当該月の翌月末までに当該措置に係る者又はその扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。）から徴収するものとする。ただし次の各号に該当する場合は、その負担能力に応じて同条第2項及び第3項により徴収金の額を決定するものとする。

- (1) 活用できる資産・預貯金が乏しく年金等収入では措置費相当額を徴収することが困難な者
 - (2) 活用できる資産・預貯金が乏しく罹災や負債、その他特別な事情によって生計が著しく悪化している者
 - (3) 費用を徴収することにより生活保護を要する状態になる者
 - (4) その他の事由により費用を徴収することが著しく困難であると市長が認めた者
- 2 第3条第1項第1号及び第2号に該当する措置を行った場合、前項第1号、第2号及び第4号に該当する者においては、当該月における年金等による収入（老人福祉法による費用の徴収に関する規則で収入として認定するものをいう。）から当該月の必要経費（老人福祉法による費用の徴収に関する規則で必要経費として認定するものをいう。）を差し引いたものと、当該月における措置費相当額とを比較していずれか少ない額を徴収するものとする。ただし、その額が0より少ない場合は、徴収しない。また、前項第3号に該当する者においては費用を徴収しない。
- 3 第3条第1項第3号に該当する措置を行った場合、短期入所にかかる費用もしくは当該月における措置費相当額（以下「利用料等」という）を徴収するものとする。ただし、第1項第1号、第2号及び第4号のいずれかに該当する者においては、「老人福祉法による費用の徴収に関する規則別表1 養護老人ホーム被措置者及び養護委託による被措置者の徴収金額表」で算出した額と利用料等のいずれか少ないほうの額に第6条第1項第2号の費用を加えた額を徴収するものとする。また、第1項第3号に該当する者においては費用を徴収しない。

(措置の変更)

第9条 市長は、措置に係る者が他の措置を受けることが適当であると認められるに至った場合は、その時点において、措置を変更するものとする。

2 市長は、措置を変更したときは、措置委託書（様式第2号）、措置変更決定通知書（様式第5号）及び措置解除決定通知書（様式第7号）により、当該措置に係る者及び当該事業者に対し通知するものとする。

(措置の解除)

第10条 市長は、措置に係る者が次の各号のいずれかに該当する場合、その時点において、措置を解除するものとする。

(1) 特別養護老人ホームに入所すること等により、家族等の虐待又は無視の状態から離脱し、介護保険法に基づく介護サービスの利用に関する契約を行うことができるようになった場合

(2) 成年後見制度等に基づき、本人を代理する成年後見人等を活用することにより、介護保険法に基づく介護サービスの利用に関する契約を行うことができるようになった場合

2 市長は、措置を解除したときは、措置廃止決定通知書（様式第6号）及び措置解除決定通知書（様式第7号）により、当該措置に係る者及び当該事業者に対し通知するものとする。

(成年後見制度の活用)

第11条 市長は、措置に係る者が介護保険法に基づく介護サービスの利用に関する契約を行うことができるようにするため特に必要があると認めるときは、法第32条に規定する審判を請求するなどして、当該措置に係る者が民法に規定する成年後見制度等を活用できるよう援助するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。